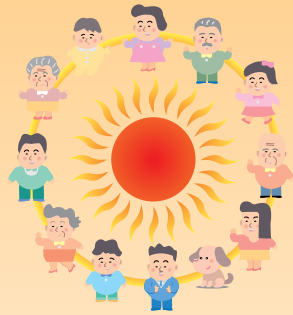


「いしかわ教育の日」の シンボルマーク・標語・ポスター原画の募集



石川県では、県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携し、本県の教育の充実と発展を図るため、11月1日を「いしかわ教育の日」、11月1日から7日までを「いしかわ教育ウィーク」と定め、教育の日の趣旨にふさわしい取組を集中的に展開しています。

教育の日や教育ウィークを広く県民の皆様にご存知いただき、教育について県民全体で考える気運を盛り上げるため、シンボルマーク、標語及びポスター原画を募集します。

教育の日のイメージ、教育のあり方、学校や先生、おとなに言いたいこと、子どもや児童・生徒に期待すること、学校生活の思い出など、教育に関することで、皆様が思っていることを作品にして応募して下さい。

●応募作品

シンボルマーク

- ・A4版用紙(297mm×210mm)に作品を1点描いて下さい。
- ・画材、彩色は自由です。
- ・作品裏面に、デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号を記入の上、郵送して下さい。

標語

- ・おおむね20文字以内とします。(漢字も1文字と数えます。)
- ・趣旨の簡単な説明を付けて下さい。
- ・郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号を記入の上、郵便(官製ハガキも可)、ファックス又は電子メールにて提出して下さい。

ポスター原画

- ・サイズは、小学生の部は八つ切り(380mm×270mm)以上A2判(594mm×420mm)以下、それ以外は四つ切り(540mm×380mm)以上A2判以下とします。
- ・用紙は縦長に使用して下さい。
- ・原画のみですので、文字は入れないで下さい。
- ・作品裏面に、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号を記入の上、郵送して下さい。

●応募期限

平成19年7月31日(火)(消印有効)

●提出先

児童・生徒は学校、一般の方は県教育委員会(下記応募・問い合わせ先を参照)に提出して下さい。

●入賞作品の選考

- ・シンボルマーク
 - 最優秀賞1作品(賞状及び1万円分の図書カード)
 - 優秀賞2作品(賞状及び5千円分の図書カード)
- ・標語、ポスター原画
 - 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部
 - それぞれ最優秀賞1作品(賞状及び1万円分の図書カード)
 - 優秀賞2作品(賞状及び5千円分の図書カード)
- ・入賞作品は、ホームページ等で紹介するほか、平成19年度「いしかわ教育の日」のポスター、チラシ、広報資料などに幅広く活用させていただきます。

●選考結果の発表

平成19年9月中旬に入賞者に通知するとともに、県教育委員会のホームページ上で発表します。

【応募・問い合わせ先】

石川県教育委員会庶務課企画調整室 〒920-8575 石川県金沢市鞍月1-1
 電話:076-225-1812 FAX:076-225-1814
 E-mail:k-kohou1@pref.ishikawa.lg.jp
 ホームページ:http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/kyoikunohi/

やってく! ほっこく!



やってく宣言
**北國銀行は、
 がんばるパパ、ママを
 応援します。**

北國銀行は「子育てにやさしい企業推進協議会」が展開する「プレミアム・パスポート事業」に協賛しています。
**ふるさとの未来を担う
 子どもたちのために。**
 ホームページアドレス http://www.hokkokubank.co.jp

広告

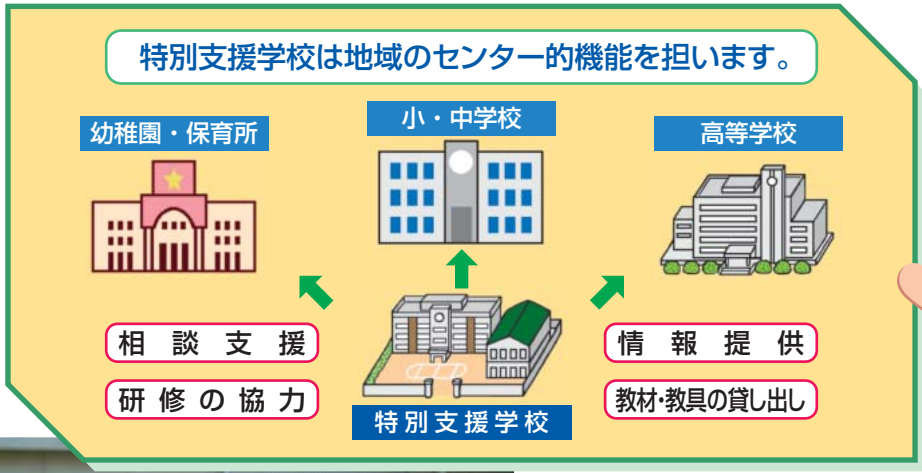
教育

たいあつぱ

No.21
 2007
 7月

発行・編集/石川県教育委員会
 金沢市鞍月1-1
 TEL (076)225-1811
 http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/index.htm

本年4月、特別支援教育制度がスタートしました!



- すべての学校、すべての学級が特別支援教育に取り組みます。
- 特別な支援が必要な子どもには、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で支援します。
- 巡回相談員が学校を訪問し、支援内容や指導方法をサポートします。

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援を行う 特別支援教育のスタート!

特別支援教育は、これまでの盲・聾・養護学校や特殊学級等で行われていた特殊教育に加え、すべての学校、すべての学級に在籍しているLD(学習障害)等、発達障害のある児童生徒への教育支援を含めた、障害のある子ども一人一人の実態とニーズに応じた教育を言います。

特殊学級は特別支援学級となり、通級による指導(※)においては、新たにLD、ADHD(注意欠陥多動性障害)も対象となりました。

盲・聾・養護学校は、特別支援学校と名称が変わり、地域の特別支援教育のセンターとして、小・中学校等へ助言・援助や研修・相談等を行うことになりました。

こうした制度改正を踏まえ、今年度からすべての学校において、校内委員会と特別支援教育コーディネーターを中心に、支援が必要な児童生徒に対して、学校全体で協力し合って支援に当たっています。また、巡回相談員が学校を訪問し、支援内容や指導方法をサポートしています。

LD、ADHD等の発達障害は、「目に見えない、わかりにくい障害」とも言われており、周囲の教師や保護者が、まず、子どもの抱えている困難さやつまずきに気づき、早期から子どもの良さと特性を生かした支援を行うことが大切です。

今後、学校と家庭が積極的に情報共有を図りながら、子ども一人一人の将来の自立に向けた支援の充実に向けて一層の体制整備に努めたいと考えています。

※小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対し、一部の授業を別の教室で行うもの